

別添2

(3) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の場合は下記作業をお願いいたします。

①県への被災確認対象事業所番号（ID）の付与等依頼

※県所管の有料老人ホームについては、「有料老人ホームに係る報告及び介護サービス情報公表システム登録様式の提出について（依頼）（令和3年11月1日付け3介第570号通知）」、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、11月1日付けメールで報告依頼した件です。有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の場合は、県建築住宅課から報告依頼した件です。

※有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅の場合は、県建築住宅課までご報告願います。

※長野市及び松本市所在の施設については、別途長野市及び松本市から依頼しておりますので、担当部署までご報告願います。

→既に報告済みの場合①の対応は不要です。②以降についてご対応をお願いします。

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、県で「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を設定する必要があります。
- ・登録用 Excel 様式に必要な事項を全て入力し、下記アドレスまで電子メールにて提出してください。

【長野県介護支援課施設係メールアドレス】 kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

②被災確認対象事業所番号（ID）の付与等

- ・県で「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を設定します。
- ・設定作業完了後、「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」を県より各事業所に対し別途郵送にてお伝えします。
- ・郵送にて「被災確認対象事業所番号（ID）」及び「初期パスワード」が届きましたら、速やかに以下の作業を行ってください。

③県から②の通知が届いたら、災害時情報共有システム（＝情報公表システムの災害時情報共有機能）にログインしてください。

【ログイン URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/20/>

④事業所向け操作マニュアル（被災状況報告編 P11～）を参考にパスワードの変更及び下記事項を登録してください。（県で初期設定してある場合もあります。）

- ・被災報告担当者氏名（施設長等）
- ・被災報告メールアドレス（施設メールアドレス等）
- ・電話番号（施設電話番号等）
- ・緊急連絡先担当者（緊急時に連絡が取れる方）
- ・緊急連絡先電話番号（施設電話番号でなくても可）
- ・緊急連絡先メールアドレス（施設メールアドレスでなくても可）

以上で事前作業は終了です。

※有料老人ホームについては、令和3年度から情報公表システム（生活関連情報）の公表対象となりました。災害時情報共有システムを利用するためには、事前に情報公表システムへの登録が必要です。情報公表システムへの登録については「有料老人ホームに係る報告及び介護サービス情報公表システム登録様式の提出について（依頼）（令和3年11月1日付け3介第570号通知）」「介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への有料老人ホームの情報公表・検索機能追加等について（令和3年6月23日付け厚生労働省事務連絡）」をご確認ください。

※情報公表システム（生活関連情報）において、サービス付き高齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムで公開されたデータが取り込まれますが、災害時情報共有システムには別途付与されたID・初期パスワードでの登録が必要です。